

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 5 月 10 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04049

研究課題名(和文)国際化・情報化時代における資本会計の認識基準の研究

研究課題名(英文)Equity recognition in the age of internationalization and information technology

研究代表者

野口 晃弘 (Noguchi, Akihiro)

名古屋大学・経済学研究科・教授

研究者番号：90208314

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：歴史研究の側面では、企業史料統合データベースにより、明治初期まで遡ってわが国における貸借対照表等を調査した結果、旧商法制定前後で、資本金の計上基準が払込主義から引受主義に変化していることが明らかになった。債権を網羅して記載するという財産目録の普及が、資本金の計上基準に変化をもたらした要因として挙げることができる。

国際制度比較研究の側面では、自社の株式に対するコール・オプションが付与された場合に、付与時点における公正な評価額で測定し、権利行使時点までのその後の時価変動を損益計上しない会計処理の本質を、利益の平準化に求める解釈を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

歴史研究としては、明治初期の貸借対照表における実務にまで遡り、資本が払い込まれるよりも前から資本金の増加を計上する戦前のわが国の実務が、債権を網羅して表示する財産目録の導入と同時期に広がり始めたことを明らかにした。

国際制度比較研究としては、株式そのものではなく、その購入選択権(オプション)が付与された時点から資本として扱われる理由について、早い時点で資本として扱うことによって、その後の時価変動が損益に影響することを回避できるためという解釈を示した。

研究成果の概要(英文)：Before the amendment of the Commercial Code in 1948, there were many cases where shares were issued by installments in Japan. As for accounting, at first, increase in capital was recognized when the capital was actually paid-in. But in 1890s, when the Commercial Code was established, and Inventory of Property was included among financial statements, more and more cases could be found where stock subscriptions were presented among the asset side of the balance sheet, and total capital to include the amount of capital stock subscribed but not yet paid-in. Because it was necessary to list all the financial claims to be listed in Inventory of Property. IFRS and GAAP require recognition of equity when share rights or options are granted. Such accounting treatment avoids fluctuation of income, because fluctuation of share price after the grant date will not affect profit and loss.

研究分野：会計学

キーワード：分割払込 株式報酬 ストック・オプション 歴史研究 国際制度比較研究 資本会計

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 会計の国際化と情報化という環境変化によって、かつては商法、現在は会社法の規定に依存してきた資本会計における認識基準の見直しが必要となってきた。経済産業省から公表された「『攻めの経営』を促す役員報酬」によれば、譲渡制限付株式による報酬が付与された時点で、前払費用等を資産計上し、資本金等の増加を認識するように述べられているが、そのような会計処理は国際的には通用しない可能性が高い。平成 13 年商法改正以降、資本制度に対する法的規制が緩和されてきていることから、会計処理・財務報告の側でも、そのような環境の変化に対応して、作成・提供する情報内容を再検討する必要がある。

(2) 情報化という観点からしても、ビッグデータの活用により、従来、難しいと考えられていた会計処理も可能になってきている可能性がある。そのような観点からも、会計基準の見直しが必要とされてきている。

### 2. 研究の目的

(1) 会計の国際化と情報化という環境変化の下での資本会計における新たな認識基準を示すことが本研究の目的である。わが国の資本会計は法律の規定に依存してきたが、譲渡制限付株式報酬制度の会社法上の解釈に基づく会計処理は、国際的には通用しない。会社法では、法的安定性を確保するため、硬い数字を必要としているが、ビッグデータ時代となり、従来、硬い数字が得られなかったことを理由に否定されてきた会計処理も再評価する必要がある。

(2) 株式会社における払込資本の増加を計上する時点について、会社法の規定に依存しない資本会計の認識基準を明らかにすることを通じて、国際化・情報化時代に適応した財務報告につながる認識基準を明らかにする。

### 3. 研究の方法

歴史研究と国際制度比較研究の方法により研究課題に取り組んだ。

(1) 歴史研究としては、分割払込が広く採用されていた昭和 23 年商法改正以前のわが国の実務における動向を確認するため、当初『株式年鑑』を用いて、明治 45 年から 10 年ごと（大正 11 年・昭和 7 年・昭和 17 年）の状況を把握した。その後、企業史料統合データベースを利用できるようになったことから、そのデータベースに収録されている明治初期のデータにまで遡って調査を行った。

(2) 国際制度比較研究としては、わが国の権利確定条件付き有償新株予約権と譲渡制限付株式報酬制度の会計について、それぞれ国際的な会計基準に基づく会計処理と対比させることを通じて、有利発行の会計問題と、報酬の会計問題という視点から整理した。

### 4. 研究成果

(1) 昭和 23 年商法改正まではわが国では分割払込制度が広く用いられ、かつ株式に対する払込を待たずに、引受時点から資本金を認識する引受主義による認識基準が、大多数の企業で採用されていたため、貸借対照表で未払込株金、払込未済資本金などが資産として表示されることは珍しくなかった。本研究では、企業史料統合データベースを活用し、明治初期まで遡ってわが国における貸借対照表等を調査した結果、明治中頃、旧商法制定前後で、資本金の計上基準が払込主義から引受主義に変化していることが明らかになった。多くの先行研究でも明らかにされているように、それまでのわが国の会計実務がイギリスの影響を強く受けていたのに対し、旧商法における規定は、ドイツの影響を強く受けたものとなっており、財産目録が制度化されたのもその一環と捉えることができる。未払込株金等が、法律上は債権であり、債権を網羅して記載するという目的の財産目録が実務上も作成されるようになったことの影響が、資本金の計上基準に変化をもたらした要因として挙げることができる。この研究成果については、ICBEIT2020 (Zoom Meeting で開催)において“ACCOUNTING FOR PARTLY PAID-IN CAPITAL STOCK IN JAPAN IN THE 19<sup>TH</sup> CENTURY”と題して研究報告を行っている。

(2) 昭和の初め、財務諸表準則制定過程における論争では、資本の認識基準として払込主義が優勢であったにもかかわらず、払込主義を規定することは見送られ、広く用いられていた引受主義による実務が、昭和 23 年の商法改正によって分割払込制度そのものが廃止されるまで続いた。旧商法制定前は払込主義が実務上用いられていたようであるが、旧商法が制定され、財産目録の作成が行われるようになると、明文の規定が設けられた銀行以外でも、多くの企業で未払込株金等の資産表示、すなわち引受主義が採用されるようになった。そのため、払込主義を大正期になっても採用していた企業は極めて少なく、横浜正金銀行しか把握することができなかった。明治後半には、引受主義が定着していたわが国において、大正時代において払込主義を採用していたことは、注目に値する。実務の動向、先行研究における払込主義と引受主義の論点については、先行研究に示されているが、なぜ横浜正金銀行だけが、大正期になっても払

込主義による資本の認識を行っていたのか、その理由を明らかにすることは、残された課題である。

(3) スクークはイスラム債とも訳されるイスラム金融商品であり、その商品設計によっては資本に分類すべき場合があるのではないのか、という視点から検討を行った。先行研究のレビューの結果、イスラム法を採用している法域であれば、スクークが負債ではなく、資本として会計処理すべき場合のある可能性について、把握できた。しかし、イスラム教の教義との整合性や金融商品としての市場性から、優先株式としてのスクークよりも、リース契約をベースとするスクークのほうに、特にマレーシアにおいて実務が動いている状況が明らかとなった。この内容に関連して、その一部を THE 8TH INTERNATIONAL ISLAMIC ECONOMIC SYSTEM CONFERENCE 2019 において、Akihiro Noguchi (Nagoya University) & Mustafa Mohd Hanefah (USIM) “How Should Ethical Finance Be Reported?” と題して共同研究報告を行うとともに、共同研究者と取り組んでいる共著論文 “What kind of *sukuk* should be classified as equity?” の方向性について議論を進めている。

(4) 「資本制度改革に関する検証の必要性」と題する拙稿では、資本会計研究上の大きな課題となっている資本制度改革の検証の必要性について論じた。平成 13 年 6 月の商法改正は、金庫株の解禁に加え資本準備金の減少手続が創設されるなど、わが国の資本会計に非常に大きな影響を及ぼすものであった。これは、認識基準に関する議論の背景となる基礎的な論点であり、本研究課題においては、研究の背景という研究上の位置づけのものである。この研究成果については、2017 年に日本会計研究学会特別委員会中間報告「企業会計制度設計に関する総合的研究」の「第 3 章 資本制度改革の検証」に基づき、2018 年に日本会計研究学会特別委員会最終報告「第 7 章 資本制度改革の検証の必要性」としてまとめ、日本会計研究学会の会員専用ウェブサイトに収録されている。さらに加筆修正した原稿を、公開するため既に編者に送付してあるが、2020 年 5 月時点で未公開となっている。

(5) 「権利確定条件付き有償新株予約権」と題する拙稿では、かつてアメリカで用いられた劣後株報酬制度の会計問題を踏まえた上で、株式報酬の会計問題を、有利発行の会計問題と、報酬の会計問題に整理した。株式報酬の会計問題としては、今後も法的形式に左右される会計処理を行い続けることの危険性を示した。報酬の会計問題に関連して、支払手段によって、報酬の測定方法が異なる問題を取り上げ、その不均衡を解消する会計処理について述べた。株式報酬をさらに普及させようという政策的な配慮を行わなくて良いのであれば、払込資本の認識基準としては権利行使日となる可能性があることを示した。この研究成果については、2018 年に日本会計研究学会特別委員会最終報告「企業会計制度設計に関する総合的研究」の「第 13 章 権利確定条件付き有償新株予約権」としてまとめ、日本会計研究学会の会員専用ウェブサイトに収録されている。さらに加筆修正した原稿を、公開するため既に編者に送付してあるが、2020 年 5 月時点で未公開となっている。

(6) 「転換社債に関する米国会計基準案」(『会計』196(6):557-568) と題する拙稿では、転換社債の会計処理について、米国基準と国際基準と乖離が大きくなることについて指摘した。また、区分法であっても、他の新株予約権と同様に、転換時の時価との差額が損益計上されないことから、事後の結果について、事前の見積もりと差が生じたとしても、それを修正しないという方法で、利益の平準化が図られているという解釈を示した。オプションの段階で資本として認識することによって、資本として認識した後は、その時価の変動を損益に反映させないことになる。自社の株式に対するコール・オプションが付与された場合に、付与時点における公正な評価額で測定し、権利行使時点までのその後の時価変動を損益計上しない会計処理方法の本質を、利益の平準化をもたらすものとしてとらえている点で、新規性のある研究成果と考えている。

(7) 分散型台帳技術を用いた仮想通貨(暗号資産)が、クラウド・ファンディングに類した新たな資金調達手段として機能する可能性を視野に入れ、文献レビューを行い、その結果を第 142 回日本会計研究学会中部部会(2018 年)において、「ブロックチェーンと会計」と題して講演を行っている。その時点では、ブロックチェーンの活用方法としては、サプライ・チェーンにおける事務処理の効率化を促すための記録システムとしての機能が主流になるものと考えていたが、その後、電子記録移転権利に関する法整備が進んだことから、今後は、起業とその後の組織変更を視野に入れた資本会計上の課題として取り上げるべきものであることが明らかになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 野口晃弘	4. 巻 196(6)
2. 論文標題 転換社債に関する米国会計基準案	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 557-568
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Akihiro Noguchi
2. 発表標題 ACCOUNTING FOR PARTLY PAID-IN CAPITAL STOCK IN JAPAN IN THE 19TH CENTURY
3. 学会等名 ICBEIT2020 Sydney (Zoom format by University of Guam) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Mustafa Mohd Hanefah, Akihiro Noguchi
2. 発表標題 HOW SHOULD ETHICAL FINANCE BE REPORTED?
3. 学会等名 8th International Islamic Economic System Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 野口晃弘
2. 発表標題 ブロックチェーンと会計
3. 学会等名 日本会計研究学会中部部会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 野口晃弘
2. 発表標題 資本会計における認識基準
3. 学会等名 現代資本会計研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<a href="http://www.soec.nagoya-u.ac.jp/~noguchi/17K04049.htm">http://www.soec.nagoya-u.ac.jp/~noguchi/17K04049.htm</a>
---

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考